

令和7年度座談会等開催委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和7年度座談会等開催委託業務

2 委託業務の目的

森林環境税（以下「税」という。）は、県民参加による森林環境の保全を目的に平成15年に導入され、令和7年度は23年目、5年ごとに延長された第5期の3年目にあたる。令和4年度に実施した県民世論調査では、税及び税の使途の認知度は3割未満であり、平成15年度の森林環境税の徴収に関する認知度調査の「知っていた」47.1%と比較すると低くなっている。このため、税及び税の活用事業について周知を図るとともに、税に関する意見や提案を広く集めるための意見交換会を開催する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月28日まで

4 業務内容

税に関する意見交換会を実施する。また、税の認知度向上のための広報を行う。詳細は以下のとおり。

税や税を活用した取組については、以下のホームページを参考にする。

森林環境税 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/ken-kankyousei/>

（1）意見交換会の企画・運営

① 概要

税の概要について参加者に説明し、税及び税の活用事業並びに県民参加による森林環境保全等に対する意見や提案を広く集めるための意見交換会を企画・運営する。

② 開催地域、回数

中央東地域（高知市、南国市、香南市、香美市）、須崎地域（須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町）で各2回、計4回開催する。

③ 対象となる参加者・目標参加者数等

・各地域ごとに、開催地域内の高校生などの若年層を対象とした意見交換会（開催する高校等は県が指定）を1回、森林保全ボランティア団体や集落活動センター構成員、地域おこし協力隊などの地域で活動する個人・団体等を対象した意見交換会（参加者は県が選定）を1回、計2回開催すること。

- ・目標参加者数は、1地域あたり30名以上とする。
- ・開催方法の詳細については、県と協議のうえ決定する。

④ 運営の概略

- ・運営の概略については、以下を基本とする。

第1部	森林環境税についての説明と質疑 (税の概要や活用事業の紹介など。説明は県が行う。)
第2部	参加者間による意見交換・意見交換内容の集約

- ・ファシリテーターの配置（高校のみ）、参加者が発言しやすい意見交換のテーマ設定や会場の雰囲気づくりなど、参加者からの意見をできるだけ多く引き出せるような意見交換の方法を提案し実施すること。

- ・ファシリテーターを配置する場合、その報償費・旅費（交通費）等については委託料の中で受託者が支払うものとする。

⑤ 開催日時及び時間

- ・原則として9月上旬までに開催することとし、受託者と県とで調整のうえ決定する。
- ・1回あたりの開催時間は2時間程度とする。

⑥ 実施運営マニュアルの作成

- ・本番当日の5日前までに実施運営マニュアルを作成し、県に提出すること。これによりがたい場合は、県と協議すること。

⑦ 報告書の作成

参加者との意見交換で出された意見、議事録、実施状況を記載した報告書を提出すること。

(2) 森林環境税に関する広報

- ・各種広報媒体を通じて、税の認知度向上と、森林環境保全の普及啓発や県民の森林環境保全活動への参加を図るための広報を実施すること。
- ・写真や動画、イラスト等を活用するなどして、多くの方にわかりやすく伝える内容とすること。
- ・実施する広報内容の詳細については、県と協議のうえ決定する。

① 新聞広告

- ・税の概要や、税を活用した取組事例を紹介する内容として、高知新聞に全5段モノクロ広告を1回掲載すること。
- ・掲載時期は10月とする。

② デジタル広告

- ・以下の2種類の広告を配信すること。
- ・周知広報効果が高いと思われる複数の媒体により実施すること。

ア 税の認知度向上を目的とした広報

- ・税の概要や、税を活用した取組事例を紹介する内容とすること。
- ・目標インプレッション数は120万回以上とする。
- ・ターゲットについては、県内在住者とし、年齢は不問とする。

イ 森林環境保全の普及啓発や県民の保全活動への参加を促す広報

- ・森林の公益的機能や森林環境保全活動の重要性について紹介し、県民の森林環境保全活動への参加を促す内容とすること。
- ・高知県の森林環境保全ボランティア活動の紹介をするポータルサイト「森・ヒト・こうち応援ネット (<https://morihito.jp/>)」(以下「応援ネット」という。)への遷移を図ること。
- ・目標インプレッション数は120万回以上とする。
- ・目標セッション数(広告から応援ネットへのアクセス数)は5,000回以上とする。
- ・ターゲットについては、概ね13歳以上の県内在住者とする。

③ その他(自由広報)

- ・上記①、②のほか、TVCM、ラジオCM、デジタルサイネージ、雑誌広告、交通広告等、様々な媒体から周知広報効果が高いものを提案し、組み合わせて実施すること。

5 事業計画書

契約締結後、1週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

6 成果物

報告書等について、以下のとおり提出すること。なお、(1)及び(2)をセットにし、製本1部とWordなどの電子ファイル(CD-R又はDVDなど(Windows版))1式を納品すること。

※電子ファイルはウイルスチェックを実施しておくこと。

- (1) 意見交換会で出された意見、アンケート、議事録、実施状況(画像を含む)などを取りまとめた報告書
- (2) 当委託業務において広報・PRのため製作した素材一式(作成の残部があれば残部全て)

7 その他

- (1) 委託業務の詳細は、県と別途協議・調整のうえ変更、決定することができる。
- (2) 委託業務の実施において、物品を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ決定するものとする。